

**新型インフルエンザと共通の課題である新興/再興感染症対策における、
日本国：厚生労働省、大韓民国：保健福祉部、
中華人民共和国：国家衛生健康委員会、
三カ国共同行動計画**

大韓民国保健福祉部、中華人民共和国国家衛生健康委員会、及び日本国厚生労働省、（以下、「参加国」と称する）は、

2016 年 12 月 4 日の第九回日中韓保健大臣会合において締結した協力の覚書に基づき、

新型インフルエンザや共通の課題である新興/再興感染症（以下、新興/再興感染症とする）のための三カ国間の共同活動の必要性や、アウトブレイクによって起こる国民の健康及び社会経済への影響を、最小限にするための国際協力の重要性を再確認し、

以下の共同行動計画の同意に至った。

1. 情報共有拠点（コンタクトポイント）

1-1. 参加国は、以下を、情報共有担当として指定し、平時とアウトブレイク時両方において、新型インフルエンザや新興/再興感染症における情報共有拠点（コンタクトポイント）として活用する。

- ・ 韓国：韓国疾病対策センター 公衆衛生上の緊急事態及びバイオテロ課、保健福祉部 国際協力課

- ・ 中国：国家衛生健康委員会 国際協力局

- ・ 日本：厚生労働省 結核感染症課/国際課 国際保健・協力室

1-2. 参加国は、情報共有を促進するために、電話やビデオ会議のネットワークを設置するとともに、電子メール等の他の方法も活用する。

1-3. 参加国は、関係の強化のためあらゆる努力をするとともに、アウトブレイク時に他の二カ国に住む自国民が正確な情報を得られるように、政府関係機関と情報共有の強化を図る。

1-4. 参加国は、情報共有拠点が変更した場合は、速やかに情報を更新し共有す

る。

2. 情報と知見の共有

2-1. 三カ国以外の国で新型のヒトインフルエンザ亜類型の確定事例や疑い事例が発生した場合や、新興/再興感染症の確定事例や疑いの高い事例が発生した場合は、参加国は、保持する全ての情報を他の二カ国に提供する。

2-2. 三カ国のいずれかで新型のヒトインフルエンザ亜類型や新興/再興感染症の患者が発生した場合、その発生国は可能な限り迅速に、以下の情報を他の二カ国に提供する。

- ・ 疫学的特徴
- ・ 臨床的特徴
- ・ ウイルス学・検査室における特徴
- ・ 感染の拡大を防止するためにとられている対策

2-3. 情報や知識の共有や密なコミュニケーションにおける協力を高めるために、必要に応じて、専門家や担当官の人的交流を行う。

3. リスクコミュニケーション

参加国は新型インフルエンザや新興/再興感染症のアウトブレイク時に、正しい情報を効果的に提供するために以下の方法をとる。

- ・ 大韓民国：保健福祉部、中華人民共和国：国家衛生健康委員会、日本：厚生労働省/感染症研究所のホームページに、アウトブレイクの進展や対応策を載せることにより、三カ国の国民に正確な情報を提供する。

- ・ より緊密な三国間協力システムのために参加国の保健大臣による共同宣言の作成を検討する

- ・ タイムリーかつ正確な情報の公開及び国内外のメディアとの積極的なコミュニケーションを通じて、感染症に関するタイムリーで正確かつ透明性の高い情報を提供する

- ・ IHRに基づく韓国、中国、日本の国の連絡窓口を介した三か国間の高いレベルな緊急速報制度を策定する

4. 早期の感染拡大防止対策における平等な介入

参加国は、以下の対策を国籍に関係なく平等に実施するために、共同で努力する。

- ・ 停留や隔離などの早期の感染拡大防止対策において公平な対策の提供

5. 診断方法、治療薬、ワクチン開発

参加国は、新型インフルエンザや新興/再興感染症の診断方法、治療薬、ワクチンの開発の状況について入手可能な情報を共有する。

6. 協力の拡大

参加国は、以下のような定期的なリスクアセスメント及び訓練等を実施することにより、新型インフルエンザや新興/再興感染症に対する予防や対応手段の推進を図る。

- ・ 三カ国間の協議を経て、新型インフルエンザや新興/再興感染症対策における共同訓練を時々開催する。
- ・ 協力範囲を拡大するために、WHO 後援の訓練などの国際机上訓練や、他のアジア諸国を招いたセミナー、シンポジウムなどを実施する。

7. 条件

7-1. この共同行動計画は、参加国それぞれの法律や規則に即して実施され、人員、資源や予算の範囲内で実施される。

7-2. この共同行動計画の解釈や実施に際しての疑問については、参加国間の協議や交渉を通じて友好的に処理することとする。

8. 改訂と有効期限

8-1. この共同行動計画に基づく協力は、参加国による署名の日から始まり5年間を期限とする。参加国は、五年毎にこの共同行動計画を改訂するかどうか見直しを行う。

8-2. この共同行動計画は参加国相互の書面の同意により修正することができる。協力関係を維持できない特別な事情が発生した時には、書面で相手方に通知することにより協力関係を終了できる。

以上の事項について、ソウルにて、三部に署名する。2019 年 12 月 15 日 英文。

大韓民国
保健福祉部

中華人民共和国
国家卫生健康委員会

日本国
厚生労働省

保健福祉部長官

保健大臣

厚生労働大臣

※英文との齟齬がある場合は英文を優先すること。